

(県内の養殖業者の皆様へ)

水産用抗菌剤の購入等に係る新たな体制について

【はじめに】

農林水産省消費・安全局長通知（平成29年4月3日付け28消安第5781号）（農水省HP http://www.maff.go.jp/j/syouan/suisan/suisan_yobo/index.html）に基づき、平成30年1月1日から、水産用抗菌剤の取扱い等に関する新たな制度が開始されます。

鹿児島県ではこれまで、県内各地において当該制度の概要等の説明会を開催してきましたが、今般の制度開始にあたり、当面の運用等を下記のとおり整理しましたのでお知らせします。

【新たな制度と鹿児島県における当面の運用等】

1. 新たな制度下では、これまでと異なり、養殖業者等^{※1}が、水産用抗菌剤^{※2}を動物用医薬品販売業者から購入する際に、専門家^{※3}が交付（発行）した水産用医薬品使用指導書（以下「使用指導書」という。）の写しが必要になります。
2. 使用指導書の交付に当たっては、別途、使用指導書交付申請手続きが必要になります。
ただし、本県においては、制度開始当初の平成30年1月1日から3月31日までの間は「水産用抗菌剤使用指導書に関する理由書」（以下、「理由書」）により対応します。
この間に水産用抗菌剤を購入する場合は、理由書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、動物用医薬品販売業者に提出してください。
3. なお、使用指導書交付申請手続き（各様式、専門家情報等）については、平成30年3月31日までの間に、あらためてお知らせします。

※1 養殖業者等：食用に供するための水産動物を養殖している者をいう。（食用に供される可能性のある放流用の水産動物（種苗）を生産する者を含む。）

※2 水産用抗菌剤：水産用医薬品のうち、抗菌性物質製剤をいう。

※3 専門家：県知事が任命する魚類防疫員若しくは県知事が委嘱する魚類防疫協力員又は獣医師をいう。

【問い合わせ先】

鹿児島県商工労働水産部水産振興課栽培養殖係
担当：神野，吉満
電話：099-286-3433 FAX：099-286-5613

鹿児島県水産技術開発センター 水産食品部
担当：柳，福留，和田
電話：0993-27-9200(2300) FAX：0993-27-9217

水産用医薬品使用指導書に関する理由書

年 月 日

殿

※ 動物用医薬品販売業者名を記入

鹿児島県における水産用抗菌剤使用指導書発行が4月1日からとなるため、水産用抗菌剤使用指導書の写しを提出できません。

なお、養殖水産動物に抗菌剤を使用するに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第52条第1項で規定されている医薬品に添付されている文書又はその容器若しくは被包に記載されている事項及び動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）第2条で規定されている動物用医薬品の使用者が遵守すべき基準を遵守し、適正に使用します。

記

- 1 養殖業者等名：(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 印
- 2 住所：(水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物を養殖する施設等の住所)
電話番号：
- 3 使用を希望する水産用抗菌剤についての情報
 - (1) 使用したい水産用抗菌剤の成分の名称：
 - (2) 水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の種類：
 - (3) 水産用抗菌剤の使用の対象となる水産動物の疾病：